

---

プロジェクト **日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管**

項目 **本日の審議事項**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、継続企業及び後発事象に関する調査研究についてご意見を伺うことを目的としている。

## 経緯

2. 日本公認会計士協会が公表した実務指針等を当委員会に移管するプロジェクトにおいて、2023 年 6 月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。
3. 意見募集文書では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については、内容に応じて会計に関する内容と監査に関する内容を切り分ける必要がある場合があるため、当該作業を行う場合のリソースを鑑み、そのすべてを移管の対象とはせず、優先順位に基づいて対応することが適切との考えを示した。そのうえで意見募集文書では、国際的な会計基準及び監査基準等に照らした状況を踏まえ、継続企業と後発事象に関する実務指針については移管に係る実行可能性について調査研究を行うことが考えられるとしていた。
4. 意見募集文書に対して寄せられた意見では、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等のうち、継続企業と後発事象に関する実務指針等について調査研究を行うことを支持する意見が聞かれた。このため、当委員会は、継続企業と後発事象に関する調査研究を実施することとした。
5. 調査研究においては、次のアプローチを採用している。
  - (1) まず実務指針等の移管の実行可能性を検討するために、継続企業と後発事象に係る実務指針等を対象として会計に関する内容と監査に関する内容を切り分けるように分析を行う。
  - (2) (1)に併せて、国際的な会計基準等の取扱いや過去の審議状況について調査を行い、実務指針等の移管に焦点を当てた最小限の対応とするのか、実務指針等

の移管に併せて国際的な整合性を図る等の対応を行うかといった会計基準の開発の方向性について検討を行う。

6. 前項のアプローチに基づき作成した調査研究報告書の文案(以下「本文案」という。)は審議事項(7)-2 に示している。

## **本日の審議事項**

7. 本文案に基づきご意見を伺いたい事項は次のとおりである。

### **(全般)**

- (1) 本文案の全般的な構成

### **(継続企業)**

- (2) 分析のアプローチに記載した会計に関する内容と監査に関する内容の切り分けに関する考え方及び分析内容(本文案第12項から第29項)
- (3) 国際的な会計基準における現状(本文案第30項から第49項)及び過去における審議の状況(本文案第50項から第57項)で識別された課題を踏まえた会計基準の開発の方向性に関する分析(本文案第58項から第61項)

### **(後発事象)**

- (4) 分析のアプローチに記載した会計に関する内容と監査に関する内容の切り分けに関する考え方及び分析内容(本文案第65項から第87項)
- (5) 国際的な会計基準における現状(本文案第88項から第100項)及び過去における審議の状況(本文案第101項から第104項)で識別された課題を踏まえた会計基準の開発の方向性に関する分析(本文案第105項から第112項、第114項から第118項)

### **ディスカッション・ポイント**

本資料第7項に示した審議事項に関してご意見を伺いたい。

以上